

# 稲沢市中小企業設備投資促進補助金のご案内

令和8年2月28日時点

**令和8年度当初予算の議決を条件としており、内容が変更となる場合がございますので、ご了承ください**

## ①概要

この補助制度は、中小企業の設備投資を促進するため、「中小企業振興奨励金」を改正し、事業用家屋(建物)および償却資産の新規取得を支援するものです

詳細は、ホームページにて公開を予定しております

## ②対象事業者

- ・稲沢市に法人等の届出のある中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小法人、個人事業主
- ・令和7年12月31日以前から事業を営んでおり、市税の未納がない者

## ③補助対象

次のいずれにも該当するもの

- ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、事業の目的で取得した家屋(建物)・償却資産で、固定資産税が新たに課税されるもの
- ・家屋(建物)は「固定資産税課税標準額」、償却資産は「取得価額」が 1点あたり100万円以上であること
- ・自己の事業用に供されるものであること
  - ※アパート・社宅等の居住施設、リース・賃貸等により第三者への居住・使用提供を目的とする物は対象外
- ・相続もしくは法人成等による取得ではなく、売買により取得したもの

## ④補助金額

区分	補助対象	補助率	補助限度額(1事業者あたり)
家屋(建物)	固定資産税課税標準額 (1点100万円以上)	1%	50万円 (区分ごとに 千円未満切捨て)
償却資産	取得価額 (1点100万円以上)		

## ⑤申請方法

【受付期間】 **令和8年4月1日(水)～9月30日(水)**

(令和8年4月30日(木)までに申請いただいた場合、6月下旬に交付予定)

### 【申請書類】

- ①交付申請書
- ②償却資産申告書及び償却資産種類別明細書の写し(償却資産の場合)
- ③固定資産税納税通知書の課税明細書の写し(家屋の場合)
- ④補助金等交付請求書

※申請書等の様式は令和8年度の予算が固まり次第、市ホームページに掲載します

市ホームページ ID:5299

### 【提出先】

メール: chusho@city.inazawa.aichi.jp

郵 送: 〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所 商工観光課

持 参: 稲沢市役所 商工観光課窓口(本庁舎2階)

【問合せ先】 稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ

TEL : (0587)32-1395 FAX : (0587)32-1240

